

○三条市ポイ捨て等防止条例

平成18年3月23日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによるたばこの吸い殻、空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害（以下「ポイ捨て等」という。）の防止に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て たばこの吸い殻、空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (2) たばこの吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻、飲食料品を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、みだりに捨てられることによりまちの美化を妨げるおそれのあるものをいう。
- (3) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (4) ふん害 飼い犬のふんにより道路、河川、公園、広場、学校その他公共の場所又は自己が所有し、若しくは管理する土地以外の土地（以下「公共の場所等」という。）を汚すことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 飼い主 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (8) 土地所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (9) 回収容器 飲食料品を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て等の防止に関する施策を策定し、積極的にこれを実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせたたばこの吸い殻、空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行う等、地域の環境美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自主的に清掃活動を行う等、事業所周辺その他事業活動を行う地域の環境美化に努めるとともに、従業員に対する環境美化に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 たばこ又は缶、びん、ペットボトルその他の容器に収納している飲食料品の製造、販売等をする事業者は、消費者に対する環境美化に関する意識の啓発に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第6条 市民等は、屋外で喫煙をする場合は、携帯用吸い殻入れを携帯するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地にたばこの吸い殻、空き缶等が捨てられないために当該土地を清潔にするとともに、環境美化に努めなければならない。

2 土地所有者等は、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第9条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬のふんの回収義務)

第10条 飼い主は、飼い犬のふんを回収するための用具を携行するなどし、飼い犬が公共の場所等においてふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(回収容器の設置義務)

第11条 自動販売機により缶、びん、ペットボトルその他の容器に収納している飲食料品を販売する者は、当該自動販売機について、規則で定めるところにより、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(環境美化促進区域の指定)

第12条 市長は、ポイ捨て等を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を環境美化促進区域（以下「促進区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、該当促進区域において、重点的に施策を実施しなければならない。

(清潔で美しいまちづくり月間)

第13条 市民等、事業者及び土地所有者等の間に広く清潔で美しいまちづくりの推進についての理解と関心を深めるとともに、積極的かつ自主的に活動を行う意欲を高めるため、清潔で美しいまちづくり月間を設ける。

2 清潔で美しいまちづくり月間は、毎年8月とする。

(指導及び助言)

第14条 市長は、市民等、事業者、飼い主又は土地所有者等に対し、ポイ捨て等を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第15条 市長は、第9条から第11条までの規定に違反した者に対し、期限を定め、ポイ捨てしたたばこの吸い殻、空き缶等若しくは飼い犬のふんを回収し、又は自動販売機の設置場所に回収容器を設置する等の必要な措置を講ずるよう書面により勧告することができる。

(命令)

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、ポイ捨て等の現場又は自動販売機が設置されている場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第9条又は第11条の規定に違反し、第16条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第10条の規定に違反し、第16条の規定による命令に従わない者は、3万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(合併前の三条市ポイ捨て等防止条例等の廃止)

2 次に掲げる合併前の条例（以下「合併前の条例」という。）は、廃止する。

(1) 三条市ポイ捨て等防止条例（平成12年三条市条例第7号）

(2) 栄町飲料容器等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例（平成15年栄町条例第1号）

(3) 下田村空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例（平成10年下田村条例第39号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。